

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業委託仕様書（案）

1 事業の目的

本県では、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、第4期ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを生かして取り組む「地域産業6次化」を推進している。

本事業では、関係機関の連携を図るための総合支援窓口として「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、地域産業6次化に取り組む農林漁業者等及びその他の事業者（県産農林水産物を活用して地域産業6次化に取り組む者であって、農林漁業者等以外の者）（以下「6次化実践者」という。）からの相談対応と専門家による助言等を行うことで、地域産業6次化の取組を一体的に支援する。

さらに、農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者等の多様な主体が連携して行う新商品開発（以下「連携型高付加価値商品開発」という。）に加え、農林漁業者等自らによる新商品開発についても広く支援し、地域産業の一層の推進を図るものである。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務の内容

福島県（以下「甲」という。）は、本事業の目的を実現するため、本事業の具体的な内容である以下の業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。

(1) ふくしま地域産業6次化サポートセンターの設置

本県における地域産業6次化の相談・支援拠点である「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置し、以下に定める実務担当者を配置するとともに、令和8年4月中旬までに、各地方（原則として、県北・県中・会津・いわきの4地方）に相談窓口を開設すること。

なお、センター名を「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」と表記する。

ア 統括企画推進員

委託業務に係る総合的な企画立案を行うとともに、委託業務全体を統括し、業務の実施及び委託関係全般について最終的な責任を負う。

イ 企画推進員（原則として、複数名配置とする）

委託業務に係る企画立案を行うほか、以下の業務を実施する。

- ・ 連携型高付加価値商品開発において、専門家等と連携して必要な支援を行うとともに進捗管理を行う。
- ・ 各地方における6次化実践者からの相談を受け付け、専門家等と連携して必要な支援を行う。

ウ 経理責任者（統括企画推進員が兼務することも可）

業務に伴う収支を記録し、最終の会計報告を作成する。

(2) 連携型高付加価値商品開発の支援

原料生産（農林漁業者）、製造（加工業者）、販売（卸・小売業者）、消費者など多様な主体で構成されたコンソーシアムが行う、本県の農林水産資源を活用した新商品開発を支援するため、以下の活動を実施すること。

また、当該コンソーシアムには、消費者（都市部住民、企業、大学等）の参画を必須とし、原料生産から商品開発、販売に至るまで商品開発の各過程に関与させるなど、関係人口の創出・拡大の観点も踏まえた取り組みを実施すること。

なお、令和8年度において支援するコンソーシアムは2件程度とし、支援要件等は（7）のとおりとする。

ア コンソーシアム編成の支援

意欲的な農林漁業者や加工業者等との意思疎通を図りながら、コンソーシアムの編成に向けた働きかけや助言、その他必要な支援を行うこと。

イ コーディネーターの派遣

専門的な見地から連携型高付加価値商品開発に関する助言を行うコーディネーターを選定し、派遣すること。

ウ 消費者の参画

消費者（都市部住民、企業、大学等）の参画にあたっては、以下のような最適な方法により参画を促進すること。

- ・ 新商品開発の原料となる農林水産物の生産・収穫体験活動を通じた参画
- ・ 企業のCSR活動としての参画
- ・ 本県が包括連携協定を締結している企業又は大学との連携による参画
- ・ クラウドファンディングの活用による都市住民の参画
- ・ 教育機関と連携した食育活動を通じた参画
- ・ その他、有効と認められる方法

エ 消費者との継続的な関係構築

当該コンソーシアムに属する農林漁業者等が行う農林水産物の生産・収穫の体験、加工品の試作・試食、販売・PR活動など、消費者が商品開発の各過程に参画する機会を提供できるよう、必要な支援を行うこと。

オ 新商品開発の進捗管理

消費者を含むコンソーシアムやコーディネーター等の関係者間の連携を図り、コンソーシアムの活動が主体的かつ計画的に進行するよう、適切な進捗管理を行うこと。

(3) コーディネーター及び地域産業6次化イノベーターによる支援

コーディネーターによる連携型高付加価値商品開発への支援に加え、6次化実践者に対し、ビジネスマッチングやパッケージデザイン等の民間の専門家である地域産業6次化イノベーター（以下「イノベーター」という。）による個別課題の解決支援として、以下の活動を実施すること。

- ア 検討委員会の設置・運営（コーディネーター及びイノベーターの選定等を行う）
- イ コーディネーター及びイノベーターの審査・選定・評価
- ウ 相談窓口（個別課題支援）の設置
- エ コーディネーター及びイノベーターの派遣（コーディネーターの派遣回数1件につき10回程度、イノベーターの派遣回数80回以上）
（相談者カルテ作成、満足度調査、コーディネーター及びイノベーターの評価、派遣実績の報告を含む）
- オ 個別課題解決支援の実施に関する情報発信

（4）6次化強化支援

- ア ふくしま6次化交流会の開催（開催回数1回）
連携型高付加価値商品開発の横展開を図ることを目的として、当該取組状況の報告を行うとともに、6次化実践者が他の事業者とマッチングできるような人的交流を支援する交流の機会を設けること。
- イ 地域産業6次化等に関する情報の公開
6次化実践者がこれらに関する情報にアクセスできるよう、適切な手段で公開すること。
- ウ 連携強化のための会議等の開催（開催回数2回）
各地方の6次化ネットワーク（各農林事務所等）と地域産業6次化に関する支援を実施する関係機関の連携強化を目的とした会議等を開催すること。
- エ 県実施の6次化推進事業との連携
甲が実施する地域産業6次化推進に係る以下の各事業等と連携し、6次化実践者への適切な支援につなげること。
 - ・ 地域資源活用・地域連携サポートセンター事業
 - ・ ふくしま6次化人材育成事業
 - ・ 地域産業6次化ステップアップ強化事業
 - ・ 6次化・販路拡大推進事業
 - ・ ふくしま型地域産業6次化新ビジネス推進事業
 - ・ 福島県県産品加工支援センター 等
- オ 地域産業6次化推進に係る各種事業計画申請に向けたサポート
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画や農商工等連携事業計画に関する相談がある場合、甲と連携して支援すること。

（5）助成事業の運営

（6）及び（7）に記載する事業について、助成事業主担当者を配置し、以下の業務を行うこと。

- ア 助成金の交付要綱等の制定・改定
乙は本事業の実施に際し、助成金の交付の手続等について交付要綱等を定め、甲と協議することとする。これを改定しようとするときも同様とする。

イ 助成事業の執行

以下の業務について、実施方法や進捗等を甲とその都度協議・報告して進めること。

- ・ 本助成事業（関連事業含む。以下同じ）の周知
- ・ 本助成事業に関する問合せ、意見等への対応
- ・ 本助成事業に関する公募
- ・ 助成事業採択者選定のための審査会の開催、審査委員の選定等
- ・ 助成事業採択者決定に係る業務（申請書の受付、交付決定通知の発出等）
- ・ 助成事業採択者の進捗状況管理、確定検査、支払手続
- ・ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

(6) 地域産業6次化ステップアップ強化学業(ソフト)〔6次化新商品開発チャレンジ事業〕

県内の農林漁業者等が、本県産農林水産物を活用した商品の開発又は改良等を行う事業に助成する。

ア 採択件数、上限額、助成率

審査の上4件程度を採択し、10万円以上100万円以内の範囲で対象経費の1/2以内を助成する。

イ 要件等

県内に本拠を置く農林漁業者等に対し、以下に掲げる費用を助成対象とする。

(ア) 商品の開発又は改良に要する次の費用

- ・ 開発製造委託料（試作品の増産費用や原材料費は除く。）
- ・ 専門家等からの助言、指導等に要する費用
- ・ 講習受講等の受験に要する費用
- ・ パッケージデザイン開発のための費用（印刷費は除く。）
- ・ 成分分析に要する費用
- ・ 機器のレンタル料

(イ) 商談会等への出展に要する費用

(7) 連携型高付加価値商品開発推進事業

地域産業6次化により農林漁業者等の稼ぐ力を向上させ、地域産業の維持・拡大及び関係人口の創出・拡大を図るため、農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者などの多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）が行う、本県の農林水産資源を活かした新商品の開発等に関する事業に助成する。

ア 採択件数、上限額、助成率

審査の上2件程度を採択し、100万円を上限として対象経費の3/4以内を助成する。

イ 要件等

県内の農林漁業者、加工業者、卸・小売業者などの多様な主体で構成される団体（コンソーシアム）に対し、以下に掲げる費用を助成対象とする。

- (ア) 本県の農林水産資源を活かした新商品の開発に要する費用
- (イ) 新商品のテスト販売に要する費用
- (ウ) 消費者が新商品開発過程に参画する機会の提供に要する費用
- (エ) その他、本事業の実施に必要な取組に要する費用

4 留意事項

業務の実施に当たっては次の（１）から（５）までを満たすこと。

- (１) 乙は、経営発展に取り組む農林漁業者等が求める支援内容に十分対処できるよう、国が設置する地域資源活用・地域連携中央サポートセンターと適切な連携を図ること。
- (２) 乙は、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、支援シート及び相談者カルテ並びにコーディネーター・イノベーターの評価に関する情報を適切に整理し、甲に提供すること。
- (３) 本事業は特定の農林漁業者等及びその他の事業者、企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、乙及びコーディネーター・イノベーターは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないこと。
- (４) 乙及びコーディネーター・イノベーターは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないこと。また、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (５) 本事業に関する経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (１) 着手届（第１号様式）
- (２) 完了届（第２号様式）
- (３) 実績報告書（第３号様式）
- (４) 総括責任者通知書（第７号様式）
- (５) 再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (６) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第11条第１項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (１) コーディネーター及びイノベーターの派遣状況、検討委員会及びサポートセンターの運営状況をまとめた報告書（相談内容の記録・報告書等を含む）
- (２) 助成事業に関する資料一式
- (３) その他甲が必要と判断したもの

7 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する業務を実施しなくなった場合、当該財産を業務の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

8 その他

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(第1号様式)

着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 委託業務名

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

2 委託料の額

金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間

着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

(第2号様式)

完了届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

1 委託業務名

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

2 委託料の額

金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

(第3号様式)

実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託業務契約書第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 委託業務名
ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
- 委託契約金額
- 内訳

(単位：円)

| 委託契約金額 | 受領済額 | 残額 |
|--------|------|----|
| | | |

(第4号様式)

委託料精算払請求書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託業務契約書第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 委託業務名
ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
- 請求金額（支払残額）
金 円
- 内訳

(単位：円)

| 委託契約金額 | 受領済額 | 残 額 | 備考 |
|--------|------|-----|----|
| | | | |

- 本件責任者及び担当者
 - 責任者職氏名
 - 担当者
 - ア 職氏名
 - イ 連絡先

(第5号様式)

委託料前金払請求書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託業務契約書第12条第4項の規定により、下記のとおり前金払を請求します。

記

1 委託業務名

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業

2 前金払請求額

金 円

3 内訳

(単位：円)

| 委託契約金額 | 受領済額 | 今回請求額 | 残額 | 備考 |
|--------|------|-------|----|----|
| | | | | |

4 前金払が必要な理由

5 本件責任者及び担当者

(1) 責任者職氏名

(2) 担当者

ア 職氏名

イ 連絡先

(第6号様式)

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 委託業務名
ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
- 2 委託期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 3 総括責任者氏名
役 職：
氏 名：
連絡先：

補正完了届

| | | | |
|---|-------------------------|------|-------|
| 委託業務名 | ふくしま地域産業 6 次化サポートセンター事業 | | |
| 契約年月日 | 年 月 日 | 委託料 | 円 |
| 検査年月日 | 年 月 日 | 補正期限 | 年 月 日 |
| 指示事項に対する措置 | | | |
| <p>上記のとおり委託業務の補正が完了したので届けます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">受託者 住所 名称 代表者</p> | | | |